

# 東京外国語大学学部長補佐に関する 通則規程

〔平成24年 2月15日〕  
規 則 第111号

平成27年 1月14日言語文化学部規則第3号 平成27年 1月14日国際社会学部規則第3号  
平成31年11月21日言語文化学部規則第3号 平成31年11月21日国際日本学部規則第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京外国語大学言語文化学部、国際社会学部及び国際日本学部（以下「学部」という。）のそれぞれに置く学部長補佐に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 学部長は、必要と認めるときは、学部に学部長補佐を若干名を置くことができる。

(職務)

第3条 学部長補佐は、学部長の命を受けて、学部を通しての企画、立案等に参画し、又は特定の業務を遂行し、学部長を補佐する。

(任命)

第4条 学部長補佐は、教授会の了承を得て、学部の教授、准教授又は講師のうちから学部長が任命する。

(任期)

第5条 学部長補佐の任期は、次の各号のとおりとする。ただし、いずれの場合も、任命した学部長の任期を超えることができない。

(1) 教授、准教授 1年とし、再任を妨げない。

(2) 講師 1年

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、学部長補佐に関し必要な事項は、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に任命される国際日本学部長補佐は、この規程に基づき選考されたものとみなす。